

大崎市告示第74号

大崎市住宅等災害復旧事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年3月28日

大崎市長 伊藤 康志

大崎市住宅等災害復旧事業補助金交付要綱

(要旨)

第1条 市は、異常な自然現象によって住宅及びその敷地の全部又は一部に被害を受けた市民に対し、被災住宅及び被災宅地の復旧に必要な事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、被災者の経済的負担の軽減及び災害からの早期復旧を図るため、予算の範囲内で大崎市住宅等災害復旧事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 住宅 市内に存する建築物（事業用を除く。）のうち、専ら人の居住の用に供する建築物並びに人の居住の用に供する部分（以下「居

住用部分」という。)及び居住用部分以外の部分(以下「非居住用部分」という。)を有する建築物(以下「併用住宅」という。)をいう。

- (3) 被災住宅 災害を受けた住宅をいう。
- (4) 被災宅地 被災住宅の敷地のうち災害を受けたものをいう。
- (5) 被災世帯 被災住宅に居住する者で構成する世帯をいう。
- (6) 住宅等災害復旧事業 被災住宅の解体撤去, 補修, 被災住宅に代わる住宅の建築又は購入及び被災宅地の復旧工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は, 次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 被災住宅又は被災宅地の所有者
 - イ 被災住宅又は被災宅地の所有者が死亡, 長期入院又は社会福祉施設若しくは介護保険施設等に入所しているときは, 当該所有者の配偶者又は2親等内の親族
- (2) 同一の災害により災害救助法(昭和22年法律第118号)による住宅応急修理制度による救助を受けていない者
- (3) 同一の災害により被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)による被災者生活再建支援制度の加算支援金の支給を受けていない者
- (4) 住宅等災害復旧事業を行う住宅に居住する者
- (5) 市内に住所を有する者
- (6) 市税を完納している者

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は, 次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が居住する被災住宅又は被災宅地に係る住宅等災害復旧事業であること。
- (2) 同一の災害によりこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない被災住宅又は被災宅地に係る住宅等災害復旧事業であること。
- (3) 事業に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）が10万円以上であること。
- (4) 第7条の規定による交付申請書の提出（以下「交付申請」という。）をした日の属する年度の3月20日までに事業が終了する見込みであること。ただし、第5条第1項ウに掲げるものその他の特に市長が必要と認める場合は、交付申請をした日から1年以内に事業が終了する見込みであること。

（交付対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 被災住宅復旧事業
 - ア 被災住宅の解体撤去に要する経費
 - イ 被災住宅の補修に要する経費
 - ウ 被災住宅に代わる住宅の建築又は購入に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）
 - (2) 被災宅地復旧事業 被災宅地の復旧に要する経費
- 2 併用住宅において被災住宅復旧事業を行う場合の交付対象経費の額は、当該事業に要する経費から非居住用部分に係る事業に要する経費を除いた額とする。
- 3 次に掲げる費用については、交付対象経費としない。
- (1) 土地の購入に要する費用
 - (2) ブロック塀、石塀、倉庫、車庫及び外構工事その他被災住宅及び

被災宅地の復旧に直接関係しない費用

(3) 被災住宅又は被災宅地の災害からの復旧に必要な事業に要する費用について、国、県、市その他公共的な団体等から、補助金、交付金等の交付を受ける場合は、当該補助金、交付金等の交付対象となった経費。ただし、消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成25年10月1日閣議決定）(5)①一般の住宅取得に係る給付措置によるすまい給付金及び同(5)②被災者の住宅再建に係る給付措置に基づく住まいの復興給付金の交付対象となった経費を除く。

(4) 床、壁、天井その他の建築物に固定されない物品等（建具を除く。）の購入又は設置に要する費用

（補助金の額）

第6条 補助金の交付額は、前条の交付対象経費に10分の1を乗じて得た額とする。ただし、20万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅等災害復旧事業の着工前に大崎市住宅等災害復旧事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出するものとし、その提出期限は災害が発生した日から3年以内までとする。

2 交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、市長が認めた場合は省略することができる。

(1) 被災状況が確認できる写真又は災を証する書類

(2) 被災世帯全員の住民票の写し（申請年度のものに限る。）

(3) 被災住宅又は被災宅地の所有を証する書類

- (4) 市税を完納していることを証する書類
- (5) 工事着手前の状況が確認できる写真（第1号に規定する写真により工事着手前の状況を容易に確認できる場合は、省略することができる。）
- (6) 住宅等災害復旧事業に係る費用が記載された工事見積書及び契約書の写し
- (7) 被災住宅の平面図等（被災住宅が併用住宅の場合は、居住用部分と非居住用部分を区分した平面図等）及び被災宅地の不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の規定による地図の写し
- (8) 工事箇所図面（第5号から第7号に規定する書類により工事の内容を容易に確認できる場合は、省略することができる。）
- (9) その他市長が必要と認める書類
(変更申請)

第8条 第11条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請内容の変更をしようとするときは、大崎市住宅等災害復旧事業補助金計画変更申請書（様式第2号。以下「変更申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、書類の添付を省略することができる。

- (1) 計画変更後の工事積算書の写し（交付対象経費とそれ以外の工事に係る経費を分離したもの）
- (2) 計画変更後の工事請負の契約内容を明らかにする書類
- (3) 計画変更後の工事箇所図面
- (4) 変更に係る部分の着手前の写真（第7条第2項第5号の規定により既に提出している場合は除く。）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の可否及び補助金額に変更が生じた場合は変更後の補助金額を決定し、大崎市住宅等災害復旧事業補助金計画変更承認・却下通知書（様式第3号）により交付決定者に通知するものとする。

（中止等の申請）

第9条 交付決定者は、その申請内容の中止又は廃止をしようとするときは、大崎市住宅等災害復旧事業補助金計画中止・廃止申請書（様式第4号。以下「中止等申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、書類の添付を省略することができる。

(1) 計画中止・廃止後の工事積算書の写し（交付対象経費とそれ以外の工事に係る経費を分離したもの）

(2) 計画中止・廃止後の工事請負の契約内容を明らかにする書類

(3) 計画中止・廃止後の工事箇所の図面

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による中止等申請書の提出があったときは、その内容を審査し、中止又は廃止の可否及び補助金額に変更が生じた場合は変更後の補助金額を決定し、大崎市住宅等災害復旧事業補助金計画中止・廃止承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 補助金の交付の決定をする場合において付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、変更申請書により市長の承認を受けること。た

だし、交付対象経費の20%未満の額の変更で、補助金の額に変更を来さない軽微な変更にあつては、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、中止等申請書により市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(4) 大崎市補助金等交付規則及び大崎市住宅等災害復旧事業補助金交付要綱を遵守すること。

(交付の決定)

第11条 市長は、第7条の規定による交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助の可否及び補助金額について決定し、大崎市住宅等災害復旧事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに大崎市住宅等災害復旧事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、書類の添付を省略することができる。

(1) 交付対象経費の領収書の写し

(2) 工事を実施した箇所の工事中及び工事完了後の写真（着工前と同じ箇所）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があつたときは、

その報告書を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、大崎市住宅等災害復旧事業補助金確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第14条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに大崎市住宅等災害復旧事業補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の規定による補助金の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（東日本大震災に係る特例）

2 災害が東日本大震災の場合における、第4条第1号、第5条第1項並びに第7条第1項及び同条第2項第1号の規定の適用については、第4条第1号中「被災住宅又は被災宅地」とあるのは「被災住宅」と、第5条第1項中「次のとおりとする」とあるのは「次のとおりとする。ただし、災害が東日本大震災である場合においては、第1号イに規定する経費に限るものとする」と、第7条第1項中「3年以内」とあるのは「市長が別に定める日」と、同条第2項第1号中「又はい災を証する書類」とあるのは「及びり災証明書」とする。

(適用除外)

- 3 第5条の規定にかかわらず，災害が東日本大震災であって，大崎市快適住まいづくり支援事業補助金交付要綱（平成26年大崎市告示第75号）附則第3項の規定による廃止前の大崎市住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱（平成23年大崎市告示第43号）に基づく補助金の交付を受けて当該災害による被災住宅を補修した場合にあっては，当該被災住宅に係る住宅等災害復旧事業の経費については，交付対象経費としない。

様式第1号（第7条関係）

大崎市住宅等災害復旧事業補助金交付申請書

年 月 日

大崎市長 様

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

住宅等災害復旧事業を下記のとおり実施したいので、大崎市住宅等災害復旧事業補助金交付要綱（平成26年大崎市告示第74号）第7条の規定により、大崎市住宅等災害復旧事業補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額			円
2 住宅等災害復旧事業実施箇所	被災住宅の所在地 大崎市 住宅の所有者 住 所 氏 名 被災宅地の所在 大崎市 宅地の所有者 住 所 氏 名		
3 事業の内容及び施工業者	事業の種類 被災住宅の 解体撤去・住宅復旧 住宅の建築又は購入 被災宅地の敷地復旧 事業の内容 () 施工業者名 住 所 代表者名 工事費総額 円 うち交付対象経費 円		
4 着手・完了予定期日	着手予定年月日	年 月 日	
	完了予定年月日	年 月 日	
5 国、県、市その他の制度による補助、扶助等の有無	国、県、市その他公共的団体からの資金としての補助金、交付金等の交付の有無		有・無
	災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用又は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援制度の住宅の加算支援金の支給の有無		有・無

添付書類

- (1) 被災状況が確認できる写真又は災を証する書類
- (2) 被災世帯全員の住民票の写し（申請年度のものに限る。）

- (3) 被災住宅又は被災宅地の所有を証する書類
- (4) 市税を完納していることを証する書類
- (5) 工事着手前の状況が確認できる写真（第1号に規定する写真により工事着手前の状況を容易に確認できる場合は、省略することができる。）
- (6) 住宅等災害復旧事業に係る費用が記載された工事見積書及び契約書の写し
- (7) 被災住宅の平面図等（被災住宅が併用住宅の場合は、居住用部分と非居住用部分を区分した平面図等）及び被災宅地の不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の規定による地図の写し
- (8) 工事箇所の図面（第5号から第7号に規定する書類により工事の内容を容易に確認できる場合は、省略することができる。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

大崎市住宅等災害復旧事業補助金計画変更申請書

年 月 日

大崎市長 様

郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け大崎市指令（ ）第 号で補助金の交付の決定を受けた大崎市住宅等災害復旧事業補助金について、下記のとおり計画の内容を変更したいので、大崎市住宅等災害復旧事業補助金交付要綱（平成26年大崎市告示第74号）第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更後の申請額

変更後の交付決定額 円

変更前の交付決定額 円

差引増減金額 円

4 添付書類

- (1) 計画変更後の工事積算書の写し（交付対象経費とそれ以外の工事に係る経費を分離したもの）
- (2) 計画変更後の工事請負の契約内容を明らかにする書類
- (3) 計画変更後の工事箇所の図面
- (4) 変更に係る部分の着手前の写真（第7条第2項第5号の規定により既に提出している場合は除く。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第3号 (第8条関係)

大崎市指令 () 第 号
年 月 日

住所
氏名

様

大崎市長



大崎市住宅等災害復旧事業補助金計画変更承認・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった大崎市住宅等災害復旧事業補助金の計画変更について、承認
[却下] したので、大崎市住宅等災害復旧事業補助金交付要綱 (平成26年大崎市告示第74号) 第8条第2
項の規定により通知します。

[交付決定額に変更がある場合

記

1 変更承認後の交付決定額 円]

様式第4号（第9条関係）

大崎市住宅等災害復旧事業補助金計画中止・廃止申請書

年 月 日

大崎市長 様

郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け大崎市指令（ ）第 号で補助金の交付の決定を受けた大崎市住宅等災害復旧事業補助金について、下記のとおり計画の内容を中止〔廃止〕したいので、大崎市住宅等災害復旧事業補助金交付要綱（平成26年大崎市告示第74号）第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 中止〔廃止〕の理由

2 中止〔廃止〕の内容

3 添付書類

- (1) 計画中止・廃止後の工事積算書の写し（交付対象経費とそれ以外の工事に係る経費を分離したもの）
- (2) 計画中止・廃止後の工事請負の契約内容を明らかにする書類
- (3) 計画中止・廃止後の工事箇所の図面
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第5号 (第9条関係)

大崎市指令 () 第 号
年 月 日

住所
氏名

様

大崎市長



大崎市住宅等災害復旧事業補助金計画中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大崎市住宅等災害復旧事業補助金の中止〔廃止〕について、承認したので、大崎市住宅等災害復旧事業補助金交付要綱（平成26年大崎市告示第74号）第9条第2項の規定により通知します。

〔交付決定額に変更がある場合

記

1 中止〔廃止〕承認後の交付決定額 円 〕

大崎市指令()第 号
年 月 日

住所
氏名 様

大崎市長



大崎市住宅等災害復旧事業補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大崎市住宅等災害復旧事業補助金については、大崎市住宅等災害復旧事業補助金交付要綱(平成26年大崎市告示第74号)第11条の規定により、下記の条件を付して、金 円を交付します。〔交付しないこととしたので通知します。〕

記

〔交付する場合〕

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、変更申請書により市長の承認を受けること。ただし、交付対象経費の20%未満の額の変更で、補助金の額に変更を来さない軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、大崎市住宅等災害復旧事業補助金計画中止・廃止申請書により市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 大崎市補助金等交付規則及び大崎市住宅等災害復旧事業補助金交付要綱を遵守すること。 〕

〔交付しない場合〕

- 1 交付しない理由

大崎市住宅等災害復旧事業補助金実績報告書

年 月 日

大崎市長 様

郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け大崎市指令（ ）第 号で交付（変更）決定の通知のあった大崎市住宅等災害復旧事業補助金について、下記のとおり住宅等災害復旧工事が完了したので、大崎市住宅等災害復旧事業補助金交付要綱（平成26年大崎市告示第74号）第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額			円
2 住宅等災害復旧事業実施箇所	被災住宅の所在地 大崎市 住宅の所有者 住 所 氏 名 被災宅地の所在 大崎市 宅地の所有者 住 所 氏 名		
3 事業の内容及び施工業者	事業の種類 被災住宅の 解体撤去・住宅復旧 住宅の建築又は購入 被災宅地の敷地復旧 事業の内容（ ） 施工業者名 住 所 代表者名 工事費総額 円 うち交付対象経費 円		
4 着手・完成期日	着手年月日	年 月 日	
	完了年月日	年 月 日	
5 国、県、市その他の制度による補助、扶助等の有無	国、県、市その他公共的団体からの資金としての補助金、交付金等の交付の有無	有・無	
	災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用又は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援制度の住宅の加算支援金の支給の有無	有・無	

添付書類

- (1) 交付対象経費の領収書の写し
- (2) 工事を実施した箇所の工事中及び工事完了後の写真（着工前と同じ箇所）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第13条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

大崎市長



大崎市住宅等災害復旧事業補助金確定通知書

年 月 日付け大崎市指令（ ）第 号で交付決定しました大崎市住宅等災害復旧事業補助金については、年 月 日付けで提出のありました大崎市住宅等災害復旧事業補助金実績報告書に基づき、大崎市住宅等災害復旧事業補助金交付要綱（平成26年大崎市告示第74号）第13条の規定により、その額を金 円に確定します。

大崎市住宅等災害復旧事業補助金請求書

年 月 日

大崎市長 様

郵便番号

住 所

氏 名

㊞

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大崎市住宅等災害復旧事業補助金について、大崎市住宅等災害復旧事業補助金交付要綱（平成26年大崎市告示第74号）第14条の規定により、下記金額を交付されるよう請求します。

記

1 請求額 円

2 入金口座

金融機関名		店名	・本店 ・ 支店
預金種目	1 普通 2 当座	口座 番号	
フリガナ			
口座名義人			
生年月日	年 月 日		

※口座名義人は、交付申請書の申請者と同一にしてください。